

風水害時の避難場所が増えました（橋本地区）

令和 2年 9月

1. 風水害（洪水）時の避難場所が追加されました。

○これまでの風水害時の避難場所 : 相原小学校・旭小学校・宮上児童館

+

○追加された風水害時の避難場所 : 橋本小学校・旭中学校・**相原中学校**
橋本公民館・ソレイユさがみ・相原公民館

2. 緊急避難場所・避難所・救護所一覧表

番号	施設等名称	緊急避難場所			避難所	救護所	
		地震	風水害時 避難場所				広域 避難 場所
			洪水	土砂			
1	旭小学校	○	○	—	○	指定	指定
2	相原小学校	○	○	—	○	指定	指定
3	橋本小学校	○	○	—	○	指定	—
4	二本松小学校	○	—	—	—	指定	—
5	宮上小学校	○	×	—	○	指定	—
6	当麻田小学校	○	—	—	○	指定	—
7	旭中学校	○	○	—	○	指定	—
8	相原中学校	○	○	—	○	指定	—
	宮上児童館		○				
	橋本公民館・ソレイユさがみ		○				
	相原公民館		○				
上町自治会独自の一時避難場所							
	上町広場	○					
	西橋本2丁目公園	○					

※上町自治会の避難場所・避難所は上町独自の一時避難場所と相原中学校となります。

3. 緊急避難場所と避難所の違い

○緊急避難場所

危険が迫っているときに、一時的に避難する場所（生活物資の提供なし）

◇ 一時避難場所 : 地震によって火災等が発生した際に、一時的に避難する場所

◇ 広域避難場所 : 地震によって同時多発の火災が発生し延焼拡大した際に、身の安全を確保できる場所

◇ 風水害時避難場所: 大雨・台風により、河川の氾濫や土砂災害が高まった場合に避難する場所

○避難所

危険が去った後に、新しい住居を見つけるまで滞在する施設（生活物資の提供あり）